

部活動規約

岸和田市立春木中学校

(令和4年7月11日改定、同8月8日一部変更)

国のガイドライン（「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.12 文化庁）」）及び、「春木中学校部活動方針」に従い、以下のように部活動規約を定める。

1. 入退部の方法

(1) 入部（継続）を希望する者は、毎年4月に、「入部届」に保護者押印の後、担任へ提出する。担任は、押印後、顧問に用紙を提出。顧問が、承認後に正式な入部となる。
(途中入部希望の者も、同様の手続きを行う)

(2) 1年生については仮入部期間を設定し、その後に正式入部とする。ただし、仮入部期間の期日は、職員会議で決定する。

(3) 退部を希望する者は、保護者・担任、顧問ともよく相談した後、「退部届」に保護者押印の後、担任へ提出する。担任は、押印後、顧問に用紙を提出。顧問が、承認後に正式な退部となる。

2. 活動規則

(1) 活動の制限

- ① 学期中は週当たり2日以上(平日1日、土日のうちどちらか1日)の休養日を設ける。また、長期休業期間中もこれに準ずる。
- ② 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③ 生徒の安全・健康管理のため、生徒が活動している時、活動している場所には、必ず教職員（又は、部活動指導員）がつく。 ※ 生徒だけの活動は、認めない。

④ 教職員全員が出席する会議や研修、または顧問が欠勤や出張等で、生徒が活動している時、活動している場所に教職員がつけない場合は、部の活動を休止する。

※（国の方針が確定するまで、）外部指導者（保護者や学生ボランティア含む）のみの活動は、認めない。（「5. 外部指導者について」参照）

⑤ 定期テスト一週間前は、活動を休止する。

（ただし、テスト前後の1週間以内に公式戦や発表会等がある場合は、保護者の承諾を得て、短時間の活動を行うことができる。）

⑥ その他、光化学スモック、熱中症などによる健康被害が出る恐れのある場合は、活動を制限する。

(2) 活動時間 【（ ）内を完全下校とする】

学年末テスト終了後～2学期中間テスト : 午後3時50分～午後5時30分
(午後5時45分)

それ以外の期間 : 午後3時50分～午後5時00分(午後5時15分)

※時間外の活動について

- ・公式戦や発表会等の前一週間に限り、事前に保護者の承諾を得た場合は、職員に報告し、30分以内の活動延長を認める。
- ・早朝練習を行う場合は、生徒の健康を第一とし、学校生活に支障が出ないことを前提として、保護者の承諾を得たうえで、できるだけ短時間の活動とする。
(概ね、7時30分以降、8時15分まで)

(3) 活動日、活動場所、施設・設備等の管理

① 月別の活動計画を立て、活動日予定は、あらかじめ生徒・保護者・職員に周知する。
また、年間計画、長期休業中の活動予定や月別の活動実績は、管理職に報告する。

② 活動場所（運動場、体育館、柔剣道場、各種教室など）、各部の優先使用日の割当は、年度当初に当該の部の顧問間で話し合い、決定する。また、優先日に活動しない場合は、事前に顧問間で話し合い、活動場所を有効に活用する。

- ③ 施設・設備の維持、管理に努め、特に以下の点に留意する。
- ・部室、活動中の活動場所には、部員以外は出入りをしない。
 - ・使用場所の清掃・管理（施錠）を確実にする。
 - ・グラウンド使用後は、グラウンド整備をきちんを行う。
 - ・石灰倉庫の掃除は、グラウンドを使用する部で当番制とする。
 - ・体育館使用後は、モップをきちんとかける。また、生徒による教官室の出入りは禁止する。
 - ・体育館下トイレの清掃は、利用する部で分担して清掃する。

(4) 活動の禁止、停止

- ① この部活動規約に違反する部は、職員に周知の上、活動を禁止する。
- ② その他、特別な理由がある場合は、顧問が職員に周知し、保護者の了承のもと、部の活動を一定期間休止することができる。

(5) その他の留意事項

- ① 活動時の服装は、体操服、制服、ユニフォームなど各部で定められた服装とする。
- ② 以下のような場合は、顧問から職員へ事前に連絡をする。
- ・公式戦等で生徒が授業を公欠する場合
 - ・試合等で、自転車で登校させる場合

3. 部活動顧問について

- (1) 国の指針が確定するまでの間、教員は「全員顧問制」とする。
- (2) 生徒の安全確保と部の継続的な活動を行うため、各部の顧問は複数（2名以上）とする。ただし、学校全体の部活動数が適正数（＝複数顧問が配置できる数）になるまでの間は、暫定的に顧問の兼務を認める。

4. 創部・廃部について

(1) 創部規定

部活動を創部しようとする教職員は、管理職に申し出て、部活動顧問会議並びに職員会議で認められた場合、2年間の同好会期間を作り、その後4月の職員会議で創部を決定する。

ただし、その年度当初に、学校全体ですべての部に顧問の複数配置ができない場合は、創部を認めない。

(2) 廃部規定（休部という規定は設けない）

① 部員がいなくなった部や、最大の努力をしても教職員の顧問が配置できない部は、その時点で、その部を廃部とする。

② その年度の6月末時点で、1年生の部員がない場合、もしくは1、2年生を合わせた部員数が、「学校単独での活動に困難が生じる場合（注1）」は、1学期末の顧問会議、職員会議で検討し、「廃部予定の部」として、生徒・保護者（小学5、6年生）に報告する。そのあと、12月の顧問会議、職員会議で最終確認の上で決定し、現在の部員が活動を終える予定の年度末をもって、その部は廃部とする。

注1) ア) 公式戦や公的な発表会に参加できる人数に満たない。

イ) 部としての活動に支障をきたす人数となった。

③ その他の理由で、その部を継続できない時は、②と同様の対応を行い、現在の部員が活動を終える予定の年度末をもって、その部は廃部とする。

④ ②、③の場合、廃部までの期間は、新たな部員を募集することができる。ただし、その部員が活動できるのは廃部の年の年度末までとする。（事前に活動できる期間を示し、本人・保護者から了承を得たうえで入部を許可する。）

⑤ 上の創部、廃部の規定、（休部規定）は、学校全体で部活動の数が適正規模（安定して顧問の複数配置ができる状態）になった後（または、その見通しが立った時点で）、速やかに見直しを行う。

5. 外部指導者等について

部活動指導に関しての国・市の方針が決定するまでの間、外部指導者・外部コーチ（保護者、地域人材、学生ボランティアなどの本校教職員以外で、部活動の指導を補助する者。部活動指導員を除く。以下、外部指導者等という）に関しては、以下のように取り扱う。

- ・顧問が外部指導者等を依頼する場合は、校長の許可を得なければならない。また、年度を超えて継続する場合も、年度当初に同様の許可を必要とする。
- ・外部指導者等は、本校の部活動方針並びに部活動規約を順守する。
- ・外部指導者のみでの部活指導や校外活動の引率は禁止する。（必ず顧問がつくこと。）
- ・外部指導者は、生徒の個人情報に関して、顧問同様の守秘義務を負う。

6. 規定の見直し、変更など

- ・この部活動規定は、先に定めた「部活動方針」に則り、部活動の継続性と安定的な活動、生徒・職員の安全・健康管理の重要性を踏まえ、令和4年、4.5.6.7.8月の職員会議における議論を経て決定したものである。
- ・今後、部活動に関する状況の変化に伴い、この規定は絶えず見直しを行う。
- ・部活動方針並びに、この部活動規約の変更は、顧問会議及び職員会議をへて、職員の合意を得て行う。